

(書式 2 - 2)

簡易株式交換の公告

簡易株式交換公告

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の取締役会において、平成〇〇年〇〇月〇〇日を株式交換期日として、〇〇〇〇株式会社（〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議しました。

この株式交換は、会社法第796条第3項の規定により、当社の株主総会の承認を得ずに行ないますので、この株式交換に反対の株主は、本公告掲載の翌日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までに書面によりその旨をお申出ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

甲 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

解 説

(簡易株式交換)

株式交換に際し、原則として双方の会社において株主総会の承認を得る必要がある（会社法第783条第1項、第795条第1項）。しかし会社法第796条第3項所定の要件（株式交換完全子会社の株主に付与する株式交換完全親会社の株式の総額が株式交換完全親会社の純資産額の5分の1以下等）を満たせば、株式交換完全親会社において、株主総会による株式交換契約承認が不要となる。ただし、株主からの異議があった場合は、株主総会での承認決議を要する（同条第4項）。

(株主に対する簡易株式交換の公告)

株式交換完全親会社は、簡易株式交換の効力発生日の20日前までに、株式交換完全親会社の株主に対し、簡易株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社の商号及び住所を、会社法第797条第3項、第4項の規定に従って、通知ないし公告しなければならない。